

## 『高倉永豊卿記』の翻刻と紹介

榎原雅治  
木下聡  
谷口雄太  
堀川康史

### 解題

東京大学史料編纂所所蔵『高倉永豊卿記』（架蔵番号…〇一七三・一六）は権中納言高倉永豊の日記で、一九七九年に同所が古書肆弘文荘より購入したものである。二冊からなり、各冊の末尾に「月明荘」、二冊を収める帙の内側に「弘文荘」の朱印が捺されているが、いずれも弘文荘主人反町茂雄氏の蔵書印である。うち一冊は文安二年（一四四五）夏記で、墨付一七丁、縦二七・八センチ、横二二・六センチである。もう一冊は寛正三年（一四六二）冬記で、墨付三〇丁、縦二五・三センチ、横二二・三センチである。各丁はすべて紙背文書をもっている。紙背文書については影写本「高倉永豊卿記紙背文書」（架蔵番号…三〇七一・〇七・四三）が作成されている。なお、高倉永豊の日記は史料編纂所所蔵の二冊以外には、写本も含めて現在までに知られていない。

### 一 永豊の生涯 — 義持・義教期 —

高倉永豊は参議高倉永藤の男。文安元年（一四四四）、従三位に叙せられたときには三八歳だったとされる（公卿補任）ので、逆算すると応永十四（一四〇七）年の生まれとなる。母、妻は不詳。子には永継、永熙、今出川教季室、弟妹には永国、後花園天皇藤内侍（藤子）がいる。

高倉家は藤原北家長良流、鎌倉中期に永康・永経兄弟が亀山院に仕えて以来、衣紋の家として成り立ってきた。はじめ永康の流を高倉、永経の流を冷泉と称したが、南北朝期に永康の流が絶えたことによつて、冷泉永季（永経の玄孫、永豊の曾祖父）の子孫が高倉を称するようになった（池田美千子「衣紋にみる高倉家」『史学雑誌』一一一・二、二〇〇二年）。ただし室町期の史料の中では依然として「冷泉」の称で呼ばれていることも多い。

永季の子永行（永豊の祖父）以来、足利家の家司となり、足利義満以後の將軍の装束・髪を調える役割を負ってきたが、永豊も若くより足利義持に仕えている。応永二五年正月に従五位上、応永二八年正月に正五位下に叙せられたのち、応永二九年九月、後小松上皇の石清水御幸が行われた際には、上皇ではなく、上皇に同行した義持の扈從として一行に加わっている（看聞日記）。このとき永豊は「冷泉侍從」と呼ばれているから、五位に叙されると同時に侍從に任ぜられたものと思われる。また義持の三条坊門御所で催された愛染法や仁王法などの大法の仏事に参加して脂燭を勤めているのも、永豊の室町殿家司としての立場によるものであろう。その一方で、応永三二年四月に後小松上皇の仙洞御所で催された宸筆八講に堂童子として参入し（薩戒記）、同年九月の上皇の泉涌寺参詣にも付き従っている（看聞日記）。また、正長元年八月、上皇が腹痛に伏せつたときは仙洞に伺候しており（薩戒記）、永豊が後小松上皇の院司でもあったことがうかがえる。応永三五年正月、足利義持が急死すると、父永藤はその棺に副つて葬列に加わり、永豊も葬送に立ち会っている（建内記）。二人とも新公方義教にそのまま仕え、正長二年（一四二九）正月、護持僧たちの三条坊門御所参賀のときには、永豊は「外様申次」を命じられている（満濟准后日記）。このとき永豊は二三才だった計算になる。こののち、義教の執政期を通じて、永豊は幕府（三条坊門御所、永享三年（一四三一）十二月からは室町御所）の殿中における申次を勤めている。さらに、同年三月九日の義教元服にあたっては、寢殿での加冠・理髪が行われたのち（加冠畠山持国、理髪畠山義慶）、会所においてさらに髪と衣装を調える役を、父の指導のもとで果たしている（建内記）。その後は義教の参内・院参のほか、石清水、日吉、春日、伊勢、高野

山などの寺社参詣に悉く随行している。特に永享四年九月に行われた駿河下向には、義教の寵臣として名高い正親町三条実雅、和歌師範の飛鳥井雅世とともに、公家としては三人だけ随行を命じられており（看聞日記、師郷記）、その重用ぶりがうかがえよう。また永享四年八月の明船来航による兵庫下向に随行（看聞日記）、同六年六月の明使との対面の場にも列席（満濟准后日記）するなど、政治的に重要な場面にもしばしば立ち会っている。一方、正長二年正月には、幼帝後花園の総角を調べ、「永藤卿一流不失故実」と称えられている（薩戒記）。

このように順風満帆と見えた永豊であったが、永享六年六月十二日、高倉家は一転、窮地に陥る。同月八日の裏松義資横死事件の影の首謀者が義教であるとの流言を流したとの嫌疑で、父永藤が捕らえられ、硫黄島への流罪に処せられたのである。永豊は罪に問われることなく、申次の役を続けるべきことが命じられているが、この事件により、高倉家は最小限の所領（「懸命之地」）のみを残して所領を召し上げられてしまった（看聞日記）。永享八年十月、伝奏広橋兼郷が失脚し、そのすべての所領が没収され、そのうちの三ヶ所を永豊が拝領することになる（看聞日記）が、高倉家が没収された所領を返還されるのはずっとこのことであり、高倉家の経済的な窮状はしばらく続いたと思われる。

## 二 永豊の生涯 — 義勝・義政期 —

永享十三年六月二四日、義教は赤松満祐邸で殺害される。史料には記されないが、日頃の義教と永豊の関係からすると、永豊もこの現場に遭遇した可能性が高い。義勝が後継の室町殿となると、永豊は引き

続き申次を勤めており（建内記）、嘉吉二年（一四四二）十一月七日の義勝元服では装束に奉仕している（師郷記）。

しかし、同三年三月十六日、義勝が夭折、幼少の三春（義成、のちの義政）が室町殿となったもとの諸史料には永豊が申次を勤めたという記事を見いだせない。かわって文安元年正月十日、諸人が正月参賀のために室町殿を訪れたときの申次は、「永豊卿子永国」（永国は弟、永継の誤りか）が勤め（康富記）、文安三年以後になると、嫡子永継による申次の記事が諸史料で確認できるようになる。室町殿申次としての永豊の役割は文安元年初めに終えたと思われるが、これは、文安元年正月六日に永豊が従三位非参議に昇進し、末席とはいえ公卿となったためではあるまいか。幕府殿中におけるいわば客人への応対・誘導係である申次の職は、公卿にはふさわしくないと考えられたためであろう。文安六年四月二九日の義政元服にもなう禁色宣下（康富記）、康正元年（一四五五）八月二七日の義政右大将就任時にも永継が申次を勤めている（師郷記）。

ただし、申次を辞しても室町殿の装束・調髪を担当者としての任務は引き続き勤めていた。そのことは、『高倉永豊卿記』文安二年夏記から明白であるし、宝徳二年（一四五〇）七月五日の義政直衣始では、永豊は永継とともに義政の直衣装束に奉仕している（建内記）。また宝徳元年十月二九日の室町殿鞠始には、永豊・永継ともに鞠足の一員として参加している（康富記）。翌年三月二十日の鞠会にも永豊は参加しており（師郷記）、永豊の義政側近公家としての活動は装束・調髪の場合にとどまるものではなかったことがわかる。そして、宝徳元年十月に参議に任ぜられ、正三位に叙せられたが、これは義政の執奏によるものだったという（康富記）。

参議は、宝徳二年九月十六日以後、翌年正月五日までの間に辞しているが、享徳三年（二四五四）七月十四日、権中納言に任ぜられた（公卿補任）。このとき四八才である。同年の権中納言の中では東坊城益長と並んで最年長となる遅い昇進ではあったが、権中納言といえば、父祖の遂げられなかった官位に達したことになる。中原康富はこれを「被興家、尤可云規模哉」と称えている。こうした昇進も義政側近という立場があったからこそであろう。さらに翌康正元年には正二位に叙せられ、長祿元年（二四五七）六月十七日に辞職、その二日後出家した。法名常慶。五一歳である。なお、悲運の死を遂げた父永藤の十三回忌は文安四年九月十四日に黒谷の金戒寺で営んでおり（建内記、師郷記）、その名譽回復を果たしている。

出家したのちもなお、義政の装束・調髪を担当していたことは『高倉永豊卿記』寛正三年冬記に明らかである。父永藤が出家したのちもなお、義教の側近の公家衆として室町殿に参じ、しばしば義教の参詣に扈從していたのと同様であろう。永豊のそうした活動がいつまで続いたかは明らかではない。死去は文明十年（二四七八）六月十九日、七二歳であった（公卿補任、言国卿記、蛭川親元日記）。

なお、宝徳二年六月十九日、三条西公保が内大臣に任ぜられ、内裏・仙洞への拝賀を行うにあたっては、永豊が公保の装束を装着している（康富記）。翌年正月五日、一条兼良が叙位の執筆を勤めた際には、永継がその装束を勤めている（師郷記）。また、『高倉永豊卿記』を見れば、永豊が細川持賢、一色義直ら武家の装束調進に関与していたことが明らかであり、装束師としての高倉家の役割は、室町殿の装束のみならず、上層の公家・武家にも及んでいたと考えられる。

### 三 日記

『高倉永豊卿記』の前半にあたる文安二年夏記は、永豊が公卿の仲間入りを果たすとともに、十五年にわたった室町殿の申次という職務から解放された時期にあたる日次記である。永豊三九才、行間に漂う安息感、人生の節目を迎え、ひとときの安堵を得た永豊の心中を反映したものであろう。四月五日から十二日にかけて行われた奈良、高野山、紀三井寺、天王寺などの参詣の旅も、永豊のこうした心境から発案されたものではあるまいか。

文安二年夏記には「不参」という記事が目立つ。これは永豊が室町殿三春のもとに出仕しなかったことを意味するが、前述のように申次としての役目からはすでに離れていたと思われるので、装束・調髪担当者として出仕しなかったことを意味しているのであろう。出仕しているのは月の内の数日ではないが、これは三春が幼少であり、永豊の職掌が必要とされる場面が少なかったためと思われる。そのため、全体として個人的な社交に関わる記事が多いが、前年に謀反を起こし、この年に討たれた赤松満政の首が京都に届いた記事（四月四日条、広橋兼郷と雅兼王の失脚記事（六月七日条・十九日条、『師郷記』に関連記事あり）が目目される。また四月二五日条などから、当時、京都に「鎌倉殿」と呼ばれる人物がいたことが知られる。誰であるかは特定しがたいが、足利持氏の遺児の一人であろう。

一方、『高倉永豊卿記』後半にあたる寛正三年冬記は、永豊が権中納言を辞した五年後、いわば廷臣として功成り名遂げたのちの日記にあたる。永豊五六才である。すでに廷臣としての職は辞し、出家の身

であったため、苦離（垢離）、香花、写経を日課としているが、義政の装束・調髪の担当者としての職務は続けており、嫡子の永継と隔日で室町殿に出仕している。ただし例日には出仕せず、余酔がひどく永継に出仕をかわってもらうこともあったようである。この年は、十月に徳政一揆の蜂起があり、洛中が騒然とした年であった。この一揆については、『蔭涼軒日録』『碧山日録』『長福寺文書』などに関連記事があり、諸史料を総合することによって、事件の発端と経過を知ることができる。

また前年の寛正二年、永享六年に父永藤が処罰されたことによって没収された家領が高倉家に返還されている（大乘院寺社雑事記 寛正二年十月五日条）。高倉家の長年の念願がようやく叶ったのである。十二月八日条に「三ヶ庄勘料式千疋到来」とあるが、「勘料」とは検注の減免料のことである。したがって、この記事は、前年に三条家から返還された山城国竹田三ヶ庄（真幡木・芹川・上三栖）について、この年、高倉家が検注を実施しようとしていたことを物語っているであろう。

寛正三年冬記は年末の部分に当たするため、諸所領からの貢納の記事が多い。年貢以外に、大阪湾岸の向村からは鱧鮓、知多半島の成岩からは牡蠣と鱸、敦賀の本御所持名からは鱧と鮑というように、それぞれの地域の特産物が高倉家に送られてきている。また十二月十一日条には、鳥羽の間丸中井の子が高倉家と被官契約を結ぶにあたり、太刀、種などを持参して永豊と対面を遂げたことが記されている。公家と青侍の主従契約が結ばれる場面を記した興味深い記事である。

#### 四 所領と交流関係

先述のごとく、高倉家領は、永享六年に永藤が失脚した際に、義教によって「懸命之地」を残してほとんど召し上げられた。同八年、広橋兼郷の失脚を受けて、広橋家領のうちの三ヶ所が高倉家にもたらされ、寛正二年に至って召し上げられた旧領が回復されている。したがって、文安二年における所領は、①永藤の失脚後も残された地、あるいは②広橋家の旧領だった地、ということになる。寛正三年における所領は、これに加えて、③永享六年に召し上げられ、寛正二年に返付された地が含まれることになる。

『高倉永豊卿記』文安二年夏記に現れる所領は、越前国本御所侍名と近江国龍花庄（途中を含む）である。このうち前者は後述するよう②にあたると考えられる。一方、寛正三年冬記には両所に加え、山城国竹田三ヶ庄、摂津国今津庄・放出、近江国比叡新庄、和泉国向村、近江国錦部保、尾張国成岩、加賀国是時庄、因幡国某所、某国長沼庄が登場する。このうち竹田三ヶ庄と比叡新庄が③に属することは「安楽寿院古文書」から明らかである。また今津庄も③に該当することは『高倉永豊卿記』寛正三年十月二六日条から判明するが、その他の所領が①②③のいずれに該当するかは確定しがたい。あえて推測するならば、是時庄では、寛正三年に赤松政則との間で相論が起きている（蔭涼軒日録 寛正三年七月十一日条）が、この原因には前年に高倉家に返付されたことがあった可能性がある。

以下、伝領の過程や現地の状況が若干なりとも判明する所領について言及しておく。

山城国竹田三ヶ庄（真幡木・芹河・上三栖） 鳥羽天皇の墓所安楽寿院を本家とする荘園で、現在の京都市南区付近にあった。弘安六年（二二八三）十二月、高倉永康が亀山院より安楽寿院の奉行職とともに、三ヶ庄（おそらく領家職）を拝領したものである。正安四年（一三〇二）、永康が没すると、亀山院は永康父子三人の「無式奉公」「度々関東下向労」に報いるため、三ヶ庄を子孫相伝の所領とすべきことを後宇多院に伝えている（安楽寿院古文書）。以後、三ヶ庄は高倉家の最も重要な所領として相伝されたが、永享六年の永藤失脚の際に、義教によって召し上げられ、正親町三条実雅に与えられた。寛正二年十月四日になって、ようやく義政によって高倉家に返付された（安楽寿院古文書、蔭涼軒日録）。

和泉国向村 現在の大阪府堺市にあった。文明六年二月に「家領泉州向井村代官」の年貢無沙汰について幕府に訴え出ている「冷泉藤宰相」は高倉永継のことである（政所賦銘引付）。また『実隆公記』長享三年（二四八九）八月二二日条に「藤中納言入道来、依泉州知行分向井村事」という記述があるが、この「藤中納言入道」も永継のことであり、向村が高倉家の所領だったことが確認できる。『高倉永豊卿記』寛正三年十月五日条、十二月二四日条などに、和泉国向村の年貢や鯛、蛸などを高倉家にもたらしている宗秀が登場するが、この宗秀は享徳二年（一四五三）十月二九日に、堺北荘内の田一反を堺南庄の住人に売却している「向井そうしゅう」と同一人物ではあるまいか（開口神社文書）。

越前国本御所侍名 千家達彦氏所蔵の永享元年九月十四日足利義教御判御教書で、日野秀光に対して越前国本御所侍名ほか安堵されているが、秀光は永享四年六月に早世し、のちにその遺領は広橋兼郷が継

ぐことになるので、本地が高倉家領となつたのは兼郷の失脚に伴うものであろう。福井県敦賀市の「西福寺文書」の応永三年二月三日良如置文に「野坂庄櫛河郷本御所田事」、応永二十年三月十日斯波義重安堵状に「金山本御所侍名」、天文二十二年（一五五三）三月六日野坂庄庄官等連署安堵状に「敦賀郡之内本御所侍名一代継目之事」、年月日不詳西福寺領分配目録案に「金山本御所」「櫛川本御所」「本御所侍名

号武末名」「道口本御所侍名」「永建寺文書」の文明七年六月二七日頼阿田地売券に「本御所吉末名屋敷」、文和三年（一三五四）三月十六日道鑑讓状に「在家四間 本御所正時名内 公事なし 鳥居のすし西のつら」などの記載が見える。これらが高倉家領の越前本御所侍名のことであろう。「西福寺文書」「永建寺文書」の記述からは、本御所侍名とは敦賀津およびその周辺の櫛川、金山、道口などに散在する名の総体であると推測されるが、こうしたあり方は国衙侍属の名を思わせる。近世、越前一宮氣比宮の前に御所辻子と呼ばれる一画（現・敦賀市元町）があり、この地名は戦国期にも確認できる（善妙寺文書）。詳細は不明だが、「御所」とは氣比宮に関連した施設であり、本御所侍名はそれに付属した名だつたのではないかと推測される。

**近江国 錦部保** 現在の滋賀県大津市にあった。建久二年（一一九二）の長講堂領目録（島田文書）、正和四年（一一三五）の宣陽門院領目録（同文書）に見える長講堂領莊園である。応永十四年（一四〇七）の長講堂領目録（八代恒治氏所藏文書）のうちの「序分」に「近江国 錦部保 高倉入道宰相家 年貢米八十石」と見えているが、当時、長講堂領は後小松天皇が管掌していた。高倉永行は後小松の近臣であつたため、錦部保の領家職を与えられたのであろう。

このほかに、『建内記』永享元年八月十日条には、淳和院・奨学院

領が永行以来、室町殿より高倉家に充行われてきたとの記事が見える。室町殿は源氏長者として淳和院（西院）・奨学院別当を兼帯していたから、高倉家当主は室町殿側近として両院領の領家職を与えられていたのであろう。両院領がどこに所在したのかは不明であるが、『高倉永豊卿記』文安二年夏記に永豊の西院訪問記事が散見されるのは、これと関係があるのであろう。

交友関係では、文安二年、寛正三年記を通じて、大外記中原師郷との交流記事が目立っている。『師郷記』にも高倉永豊亭訪問記事が多数見え、二人の親しい関係が窺える。正親町三条実雅、北畠持康、飛鳥井雅親らも頻出するが、いずれも永豊と同じく義教・義政昵近の公家衆である。また「〇阿」の名をもつ出家者が多数登場するが、室町殿同朋衆であろう。いずれも申次、あるいは装束・調髪師として室町殿に出仕していた永豊とは職務を通じて親交を結んだものと思われる。また今出川教季との往来記事が見られるが、これは永豊の娘が教季の妻となっているためであろう。（榎原雅治）

**【付記】** 本稿は大学院演習「中世後期社会の研究」（二〇〇九〜一二年度）の成果をもとに、今回新たに榎原・木下・谷口・堀川の四名がまとめたおしたものである。ゼミ受講者は以下の通り（五十音順。所属は当時。特に注記のないものは東京大学大学院人文社会系研究科）。

浅尾拓哉、鶴澤瑞希（東京大学大学院総合文化研究科）、オラー・チャバ、神坂舞（お茶の水女子大学）、城戸良彰、木下聡、小池勝也、谷口雄太、戸谷太一、長崎健吾、堀川康史、宮崎正博、横山綾乃、和田裕美子（お茶の水女子大学）

翻 刻

【凡例】

- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・原体では干支のあと改行せずに本文を続けるが、見易さのため、改行を施した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□あるいは□で示した。抹消された文字は左傍にミを付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。重ね書きは、下に書かれた文字を(×)で示した。
- ・挿入符は○、後筆は「」で示した。
- ・僅かな残画や文脈から推測した文字は□で囲んで示した。
- ・翻刻者による校訂注は〔 〕、人名・地名注などは( )で示した。人名注は各月の初出時のみに示した。

「愚日記(文安一)」

四月大

一日 辰甲

晴、早旦行水、新調御直乗進上、出仕如毎朔、面々同、日蝕巳刻、出仕以後也、三条・裏松許向、裏松春日社参詣云々、自管領馬・太刀、金覆、使秋葉、対面、太刀給也、右馬助許ヨリ同前、使直田同前、松木許夕飯アリ、柳一桶・兎荒卷二持参、北畠・月輪、有季朝臣等也、此第例

祝着之儀也、珍重く、

二日 巳

晴、不参、浄土寺殿ニ参、准后御礼也、太刀□□、一献アリ、下辺火事、関白殿へ参、四条辺也、

三日 午丙

陰晴、小雨、不参、西院許昼飯、風呂アリ、予雑熱之間不入風呂、湯山上洛礼二十疋持向也、直月輪許向、高野参詣明後日必定坎之由相尋、松木悪日之由申云々、如何、面々餞送也、鷲尾・伯二位・石橋弥三郎・典薬頭季長「朝臣」・陰陽頭有季朝臣・吉田神主・前官務・家秋・嶋田入道等在之、予則帰宅、御所様評定始御半尻要脚拾式貫也、伊勢兵庫助方へ以折紙申遣也、

四日 未丁

晴、出仕、赤松播磨入道父子首・其外首等右馬助入道実見云々、皆々太刀進上、予同、明日予高野参詣、禁裏・室町殿假事申也、三条許向、人夫一人借用、松木・月輪同道、裏松許向、春日社参詣礼也、女中・備中守等聊餞送アリ、地震、戊刻、

五日 申戊

晴、未明下向、奈良ニ留、申刻、下着、則巡礼、

六日 酉己

雨降、雷電、立奈良、長谷寺参詣、橘寺ニ宿、

七日 戌庚

晴、早朝ニ立、昼飯、五条、留、

八日 亥辛

陰晴、雨降、今日高野山ニ着、午刻、不動坂大略步行、則巡礼、髪・爪等奥院ニ納也、面々其時在之、卒、波立之、訪布施百疋、食物マデ也、

面々如此、今夜高野ニ留也、

九日壬

晴、粉川參詣、昼、三下ウニ留、

十日丑癸

晴、藤代一見、キヒイ寺參詣、昼、和哥・吹上・河ナヘニ留、御半尻

料足拾式貫正実方ヨリ出也、

十一日寅甲

晴、古木昼、和泉サカイニ留、

十二日卯乙

晴、住吉・天王子、參詣、森口昼、誉田遠江入道沙汰之、法樂寺ニ申付

也、飯・點心以下言語道断也、皆々太刀ヲ給、法樂寺兄弟・草香部等

也、予同、則彼三人太刀ヲ□也、點馬・人夫等八幡ヲ給之、今夜京

着、寅刻計也、向馬・人在之、荷持等八幡ニ留也、

十三日辰丙

晴、不參、錢送面々聊盃酌アリ、大方殿等内々面々也、晚景風呂ニ入、

鷹司・東洞院ヲ留也、大外記・良阿・能阿・茂阿等来也、青松院同、

典藥頭季長朝臣入来、良藥持參、鶴一送遣也、清阿弥以前藥所望之間、

同一遣也、地震、西刻、久秋・重秋・縁秋等礼来云々、

十四日丁

晴陰、不參、有季来云々、不对面、季成鯨一鉢給之、

十五日戊

晴、不參、自今日夏中每朝行水、每日之外供花也、奉摺阿弥陀名号、

十反書之、如每月、例僧兩人入来、齋、浄土宗明日ヨリ結夏之間指合、仍

如此也、晚景東福院・誓願寺參詣、三条許向、三井来、馬血出、

十六日未己

晴、不參、行水精進、晚景誓願寺ニ參詣、直管領許向、官途礼也、太

刀持參、右馬助入道許向、太刀不遣也、賀茂師葵桂給之、伯鞍橋・鏡

借用、

十七日申庚

晴、不參、早朝行水、依山訴日吉祭延引云々、□井・初井次郎来、夕

飯アリ、月輪入来、聊盃酌アリ、松下葵桂給之、良阿・茂給之、

十八日酉辛

晴、不參、行水、賀茂祭如例年、伊勢駿河入道・吉井・良阿来、赤飯、

聊盃酌アリ、伯中将中間直垂二具・杏借用也、

十九日戌壬

晴、例出仕、面々同、晚景大外記師郷朝臣入来、

廿日癸

晴陰、不參、茂阿・季成来、鳥合、朝飯、典藥頭季長朝臣入来、痔所

旁良藥給之也、良阿来、

廿一日甲

雨降、不參、伯借用物等返給也、自中将方唄一折給之、季久鯨一鉢給

之也、

廿二日乙

陰晴、出仕、今日評定始也、管領以下出仕如先々、新調御半尻進上、

管領・頭人・奉行等退出、改裏打、參御沙汰始也、御对面、御半尻

如已前、管領退出、又帰參、太刀進上、面々同前、予同、則管領・

右馬助許ニ向、各太刀持參也、予同、以前留守事人数ニ夕飯ヲ沙汰、新

調御大口・御直垂・御袴計被召、入夜雷電雨降、

廿三日寅丙

晴陰、雷電、雨、不參、



廿四日卯

晴、不參、痔所勞以外也、良阿来、三条許不出、

廿五日辰

晴、不參、今日子正誕生之間、大般若經転読二百卷、正月次也、長伯

寺僧兩人也、時、點心、布施五十疋、月輪・吉田神主人来、聊盃酌、

予精進、大外記来、伊勢入道許(貞四)、鎌倉殿御直垂二具誂之、御絵云々、

廿六日巳

晴陰、不參、鳥合、中御門宰相番(明徳)ヨリ退出之時分間入来、政仲鳥持来、

裏松烏帽子額事申、廷尉佐ヲ申云々、仍引立烏帽子也、

廿七日午

雨降、不參、地震、(子刻計)、大外記入来、□飯、陰陽頭有季朝臣来、

廿八日未

雨降、不參、塩ヲタツ、(午時)、月輪馬借用、石山參詣云々、晚景季久・季

成来、夕飯、

廿九日申

晴、不參、月輪・家秋・良阿来、湯漬・盃酌アリ、今日日吉祭云々、自

青松院茶五十袋送給、

晦日酉

晴、不參、越前(ヨリ)借物式拾貫・補任料残式百疋到来、美物少給之、

三条許風呂(ニ)入、裏松鯉(ニ)送給、則一月輪許遣也、

五月小

一日戌

陰晴、雷電、雨、例出仕、面々同、新調御直垂進上、三条許・裏松許(勝光)

向、西院鯉(ニ)送給、千阿・春阿入来、夕飯、良阿・茂阿同、大外記来、

鯉(一北少路)遣也、予雲雀毛馬、伊勢兵庫馬(立替)、青毛也、以吉井  
申也、祝着之儀如毎月、

二日亥

晴、不參、月輪許朝飯、伯中將・○・良阿・家秋等也、

三日丙

晴、不參、鳥合、良阿・茂阿、其外少々、朝飯アリ、大外記来、夕飯、

三井来、盃酌アリ、

四日丁

晴、不參、細川右馬助入道粽百送給、毎年之儀也、良阿(ニ)帷一白給之  
也、

五日寅

雨降、出仕如朔日、面々同前、三条・裏松許出、昼又三条許向、風呂、

盃酌アリ、賀茂(アキマ)、小五月会・深草祭如例年云々、祝着之儀如朔日、鞍

馬寺(ニ)代官參詣、

六日卯

雨降、不參、伯中将来、聊盃酌、大外記来、湯漬、三井来、馬血出、

夕飯、

七日辰

雨降、不參、有季朝臣物忌送給、今宮祭、吉田神主許朝飯、終日之儀

也、松木・月輪・伯中・典葉頭・陰陽頭・前官務・久秋・家秋・松浪

三川入道・嶋田中入道等也、

八日巳

雨降、不參、裁塩、(午時)、一条ノ薬師(ニ)參詣、

九日午

陰晴、不參、今宮祭、有重卿・有季朝臣□給之、大外記・良阿・季成

等来、

十日癸未

晴陰、小雨、雷、不参、茂阿・季成等朝飯、鳥合也、晚景三条許向、聊盃酌、飛鳥井中将重親参会、

十一日甲申

晴、不参、晚景吉井来、

十二日乙酉

晴陰、雨、不参、面々同、依大方重松重子殿京中御参詣也、晚景月輪許向、盃酌アリ、松木・吉田神主等参会、夜半以後帰宅、今朝吉田神主多武峯法楽短冊持来、二首、題鹿・旅也、則領状、

十三日丙戌

晴、不参、無指事、

十四日丁亥

晴、不参、月輪許向、松木・伯中・久秋等也、双六・湯漬・盃酌等也、鎌倉殿御直垂料足且六貫到来、伊勢方ヨリ也、

十五日戊子

晴、不参、奉摺阿弥陀名号、十反書之、如每月、誓願寺触穢之間不参、晚景伊勢兵庫助貞親入来、楊弓・鞠等在之、吉井・良阿・見阿等也、兎大夫□也、昼糲・○入夜湯漬・盃酌等也、

十六日己丑

晴、不参、例僧入来、齋、月輪宰相入道入来、齋、相伴東福院・清和院二参詣、大外記入来、左衛門督重松子殿局明後日参 宮云々、仍自今夜向ノ宿三被出、予彼許向、三百疋折紙、盃酌アリ、

十七日庚寅

晴、不参、鳥合、伊勢兵庫等見物、晚景月輪許向、伯中在之、双六アリ、

家秋等也、

十八日卯辛

晴、例出仕、面々同、禪永小法師来、今夜留也、月輪入来、聊盃酌、前官務来、同前、

十九日辰壬

晴、不参、三条許風呂二入、盃酌アリ、禪永今日帰也、御門跡へ白菰一折進上、禪永アキマツ行無為也、珍重、仍遍照光等一盞ノタメ百疋遣也、良阿来云々、

廿日巳癸

晴、不参、早朝東福院参詣、晚景月輪・松木等入来、○今度雜説御湯漬糲明云々、万里少路大納言時房・中御門中納言勅使云々、伯二位云口云々、季成来、

廿一日午甲

晴、不参、自関白殿二第十本被下也、院庁同前、茂阿来、筭五本北少路遣、同五本三井方へ遣也、

廿二日未乙

晴、不参、例鳥合、朝飯アリ、大外記入来、鮎一折三条許遣也、大来、聊盃酌、

廿三日申丙

晴、不参、月輪入来、伯父子来、 禁裏へ申詞、為月輪ニ談合也、糲・盃酌アリ、入夜糲井次郎来、

廿四日酉丁

晴陰、雷、小雨、不参、被行御修法之間御対面ナシ云々、三条許向、例写経・齋也、

廿五日戌戊

晴、不參、精進也、久秋・高秋(豊原)・縁秋(豊原)・重秋(豊原)・季久・季成等来、糒・盃酌アリ、

廿六日亥己

晴、不參、鳥合也、自裏松以兼香可參之由申給、則領狀、永繼同(高倉)、予柳一荷・鷺一持參、鞠・盃酌・湯漬等也、菅唐橋在也一位・冷泉中将持為朝臣・今出川等也、

廿七日庚子

晴、不參、

廿八日辛丑

晴、雷、小雨、不參、月輪宰相入道入来、明日但州下向云々、鮒・鮪・荒卷持来、為餞送柳一桶代五十疋遣也、昼月輪三位来、今度雜說云口事、日野中納言(広橋兼經)落居、然ヲ伯二位演說、兩人可有御罪科云々、伯中来、糒・盃酌アリ、

廿九日壬寅

晴、不參、三条許風呂三人、面々同前、被行祈雨奉幣云々、

### 六月大

一日卯癸

晴陰、雷、小雨、例出仕、面々同、新調御直垂進上、三条・裏松許向(實忠)、予乘輿、良阿・茂阿・三井等入来、糒・盃酌、

二日辰甲

雨降、自己刻至申刻以外大風也、○諸方吹破、言語道斷式也、近來大風也、今朝糒井次郎来、**朝飯**、

三日巳乙

雨降、不參、西院許向、伊勢備後守(貞弥)・同因幡守(貞仲)・誉阿・良阿・能阿・

初阿・茂阿・吉井等也、新造厩見事也、兩三人二十疋充、遁等十疋也、朝飯、風呂アリ、

四日午丙

晴、不參、自去夜霍乱以外也、茂阿来、

五日丁未

晴、不參、面々同、御所ヲ吹破之間如此云々、○兵庫助告給也、良阿来、大外記同、

六日申戊

晴陰、不參、典藥頭来、痔病藥方為用意腹藥等持来、対面、霍乱之由申也、三井来、馬爪切、盃酌、大外記二帷一白遣也、

七日酉己

陰晴、小雨、不參、祇園会如例年、内祭麦飯・盃酌等也、細川右馬助入道鱒十・干鯛五十送給、今度雜說云口日野中納言也、仍可為流罪云々、管領(細川勝元)被召置也、言語道斷事也、伯(兼業王)二位落中(深谷)不可叶之由被仰出云々、中将任伯也、大外記来、越州ヨリ拾五貫到来、スルメ(堀)之物等代官給也、

八日戌庚

晴、不參、塩タチ、一条藥師ニ參詣、東福院ニ御燈料少奉、良阿・上村・弥五郎来、糒・盃酌、

九日亥辛

晴、不參、鳥合、良阿・茂阿・高橋新右衛門尉来、朝飯、月輪(家種)・大外記等其時分来、青侍同、朝飯ヲ給、

十日子壬

晴陰、雷鳴、小雨、不參、三井来、馬血出也、中納言局出、為服藥也、鎌倉殿御直垂料足殘五貫四百文到来、

十一日癸丑

晴陰、小雨、不參、御所ノ修理未出来云々、晚景三条許向、夕飯アリ、

今朝鳥合、茂阿・良阿・新右衛門等来、朝飯、

十二日寅卯

晴陰、小雨、不參、月輪許向、聊盃酌、(後宣)北少路内々来、御旅所参

次云々、予明朝御旅所等参、自今夕神事、(御意)山名今朝上洛云々、

十三日卯乙

雨降、早朝行水、南社御靈・北野・御旅所<sup>三</sup>参詣、乘輿、

十四日辰丙

晴、不參、祇園会如例年云々、宗藤極・粽以下給之、内祭ニ賞翫、楊

弓・鞠等アリ、良阿・茂阿等来、今出川等也、御所様短御袴計被召、(又進上)

十五日巳丁

晴、不參、晚景三条許向、夕飯アリ、精進、直山名許向、太刀、(又進上)金覆輪、

上洛礼也、直誓願寺ニ参詣、

十六日午戌

晴、不參、(御所様長御袴被召)例僧入来、齋、大外記来、(兼見)糲一袋飛鳥并給之、鎌倉殿直

垂料足残五貫四百文到来二具分也先一具調遣也、伊勢方へ也、

十七日己未

晴、例出仕、面々同、誓願寺・皮堂等ニ参詣、西院ニ朝飯、風呂アリ、

例人数也、自北野師馬河原毛買、(代二百疋)為神馬也、(兼數)庭田鯨二送給、関東御

直垂一具今日進上、各長絹二具也、

十八日庚申

晴陰、雷、小雨、不參、朝精進、

十九日辛酉

晴、不參、三条許向、例風呂、来廿四日作善籠僧アリ、(看)觀經・談議アリ、

日野中納言自大方殿□□入流罪御免、伯二位同罪、被追失云々、

廿日戌壬

晴、不參、東福院ニ参詣、月輪入来、中納言局帰也、

廿一日亥癸

晴、入夜大雨降、不參、晚景三条許向、(宗繼)松木参会、盃酌アリ、(持繼)北畠茶

五十袋給之、御弟若公御直垂六月御料可調進之由伊勢申、代三貫五百

分注進、則到来、(符進)正実方ヨリ、

廿二日子甲

晴、晚景大雨、大雷電也、大外記来也、龍花庄造内裏段錢京濟事、齋

藤上野介方へ申、以状披露之由返事、仍遣状也、

廿三日乙丑

晴、例出仕、面々同、晚景三条許向、面々同道参普光院、昨日雷近衛

殿・四条道場、其外又落云々、人死也、

廿四日丙寅

晴、今日御八講結願、予参、(着稱御給)車三条ニ借用、牛関白へ申也、牛飼以

代借、北畠・庭田・政仲同車、聊盃酌、退出後又湯漬・盃酌、庭田初

度之間、柳一荷・阿古陀一折持来、予出仕装束等三条ニ借用也、

廿五日卯丁

晴、不參、鳥合、精進也、上村・良阿・茂阿・弥五郎等来、庭田許太

刀<sup>筆裏</sup>・手繩・腹帶遣、昨日礼也、越州ヨリ内内宮段錢被懸之由注進、

先々京濟之間、(備見)摂津方へ申遣也、三条ニ借用装束返遣也、

廿六日辰戌

晴、不參、晚景三条許向、装束借用礼也、(貞成親王)伏見殿ニ参留守也、面々被

召、御楊弓等在之云々、細川右馬助入道江瓜甘籠送給、

廿七日巳己

晴、不參、東福院ニ參、晚景松木可來之由申、則罷向、三条・同頭(公稱)中將・北畠・鷺尾・月輪・飛鳥井中將・吉田神主等也、湯漬・盃酌アリ、内宮段錢京濟、公方折紙遅々間、先甲斐方(將)へ申、則給之也、季成(安倍)來、多武峯法樂和哥飛鳥井方へ詠遣也、

廿八日午庚

晴、不參、鳥合、昼内藤兵庫助・初井次郎等來、楊弓・双六・鞠アリ、湯漬・糰・煎海鼠・酒等也、入夜三条頭中將可來之由申、則向、吉良治部大輔頭中將方へ被出、為相伴也、夜半計掃宅、内藤兵庫鷺巢立一給之、

廿九日未辛

晴陰、早苗○例出仕、雖然面々不參、則退出、晚景吉良治部大輔可來之由被申之間、罷向也、湯漬、聊盃酌、雑談也、夜半計掃宅、御弟若公御直垂調進也、□將・吉田神主來、越州へ守護京濟折紙調下也、龍花庄段錢直濟分ニ折紙出也、則先下也、

晦日申壬

晴、不參、畠山許ヨリ江瓜卅籠送給、裏松許ヨリ同甘籠、宮内卿輪被送給、三条許風呂ニ入、掃宅、行水、賀茂川水入之也、越輪祝儀如例年、江瓜十籠浄花院遣、同十籠清阿弥、同十籠庄伊豆入道方へ遣也、昨日伏見殿宮御方親王 宣下アリ、面々參賀云々、越州京濟公方折紙今日出、不及付也、

(表題)  
「愚日記寛正三」

□ 正三年

(十月四日丑)

○前之由申間、奉書欠 □ 露之由返事、御直垂要脚 □

□ 大夫出、千疋分也、安井 □ 九十疋、一百四十疋、一疋 □

五日丙寅

晴、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、御成御経、自松梅院訪、御腰輿還御、於彼訪一献アリ云々、御直垂要脚千疋、自定光方出、備中入道方ニ渡云々、明日鳥丸許へ又御方違、仍柳一荷・鵜州・尉斗炮三百本遣、宗秀自泉州上洛、極一荷・鯛一懸・蜻五盃・ヒシコニ桶給、「伊」達庭上洛、懸御目、砂金 □ 益・御馬甘疋進上云々、御座敷被見也、今出川招請夕飯、參宮烟子振舞也、被乱御本鳥、

六日卯丁

晴、苦離・供香花・写経、永繼 □ 出仕、入夜被召御本鳥、鳥丸許へ御方違ニ御成、亥刻計云々、

七日辰戌

晴、予未明ニ鳥丸第三參、被遊御鬢、於女中一献アリ、還御、已刻計、大名以下御対面ナシ、苦離・供香花・写経如恒、日吉八 □ 段錢事、重而催促之由、自龍花庄 □ 方ニ申、布施方ニ可申由申間、申 □ 書給、則彼庄ニ下也、

八日巳己

陰、小雨麗、永繼出仕 □ 苦離・供香花・写経、精進、山 □ 晚東北院・衣服寺・鳥丸薬師・高倉 □ 毘沙門脇

小社參詣、半井来、御料所御年貢式千疋到来、右衛門督方二渡云々、下  
河原殿極一荷・栗粉餅一盆・栗一籠給、

九日庚午

晴、出仕、面々同、御出座ナシ、苦離・供香花・写経、庭田・同宰相  
中将・妙蓮寺・世尊寺〔高田〕・定直朝臣・安井・成多喜・祐宗入道・  
弥四郎等也、〔中興〕祐宗入道鯛一懸、弥四郎同柳一荷給、朝飯、〔點心〕  
盃酌、鯛弥四郎包丁、

十日未辛

晴、永繼出仕、面々同坎、御対面アリ云々、〔伊〕達庭進上御馬被御覽  
云々、苦離・供香花・写経、鮭一尺御臺様へ進上、同一進士給、則栗一  
〔送遣也〕、日野許へ明日御成云々、仍鯛一懸遣、内々御成云々、晚日  
野許ニ罷向、夕飯アリ、広橋・武者少路・日野町弁等在之、

十一日壬申

晴、未明苦離、出仕、〔西〕芳寺、直日野第、烏丸弁・予・永繼〔  
アリ〕、夜半過ニ還御、中興弥四郎ニ奉

二枚遣、先日振舞礼也、

十二日癸酉

雨降、例日、永繼不出仕、苦離・供香花・写経、

十三日戌甲

晴、出仕、大名以下如例、苦離・供香花・写経、月次御会延引云々、  
宝巖寺殿ヨリ竹田就下地事御使アリ、

十四日亥乙

陰、小雨麗、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、飯尾美濃入道  
先日礼ニ太刀〔金伏〕、〔面〕御料所廻舟事、今度〔飯尾貞有〕  
〔貞間〕、舟数事外減少、〔式〕事申、依美濃入道違例、兵衛大夫披

露也、先在京者可下向之由申付也、美濃入道方三太刀〔糸巻〕・馬〔河原毛〕送  
遣、三ヶ庄沙汰人等勘料侘事ニ上洛之由申、不可叶之由申也、猪子出  
仕如例、北畠来、同道、

十五日丙子

晴、出仕、面々同、御成鹿苑寺、直御経、光集院、女中様高倉御所御  
成云々、苦離・供香・写経、奉摺阿弥陀三尊、名号十反書之、毎月、  
細河石馬頭入道鶴一・鮎塩付一、

十六日丁丑

晴、永繼出仕、御出座〔〕、面々出仕如例坎、苦離・供香花・写経、  
僧二口入来、齋如恒、師富朝臣・良阿・盛富等来、紫野長松庵竹田内  
下地アリ、仍礼ニ侍者僧給、百疋持也、烏丸光華院ヨリ〔兼興之〕松波制給、外嶋  
極一荷・鮎鯨一折敷持参、新調御直垂香、調進、

十七日戊寅

晴、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、御成光寿院、女中様同、高  
倉御所自先日御座云々、

十八日卯

晴、被乱御本鳥云々、永繼出仕、彼具調置坎、苦離・供香花・写経、  
弁才縁日分在之、就参 宮饒○面々招請、畠山中務少輔・上野民部  
大輔・富樫中務大輔・小原判官・岩訪・進士・同美濃守・春阿等也、  
朝飯、昼點心、盃酌、進士近日参 宮之由春阿申、面々同道餞送罷向、  
二十疋宛也、盃酌アリ、北畠預ノ具足執、

十九日辰庚

晴、自昨日不可有御出座之由被仰出云々、仍不参、又虫気也、苦離・  
供香花・写経、半井〔朝〕飯、成泉寺訪主来、公方様寺家〔河〕原  
者来、札ヲ付之由被申、湯漬アリ、西〔一〕桶・櫛甘一籠給、

廿日 巳辛

晴、永繼出仕、御出座ナシ云々、苦離・供香花・写経、弁才天仏供如恒、兼任・延豊朝飯ニ来、自竹田德政蜂起之由注進、其時分飯尾左衛門大夫雜掌申、仍注進之趣申遣之処ニ、其事候、定如此可有注進候、竹田内ニ帳本人之云々、言語道断次第也、交名可注給之由申遣之処、何様可注給之由返事、重而交名催促之処、自西蘭寺注進候之間、則申遣候、交名到来候者、可給之由事進使下也、御直垂要脚疋、奉書左衛門大夫方出、小松谷三百疋到來、竹田下地在之、

廿一日 午壬

晴、出仕、面々同、御出座ナシ、苦離・供香花・写経、德政蜂起以外也、八幡田中旧領安堵礼ニ太刀金伏持来、対面、則太刀同前、京宿ニ遣、自広橋許、旧領安堵御礼今日可申沙汰之由存、然者献料可進之由申給間、則五百疋長橋局ニ送進、柳三荷同進、但明日竹蘭親王御參内、御連哥アリ、明後日可申沙汰之由被仰下、仍其分也、北畠来、彼宿所事、日野許へ催促、一献料広橋同前也、

廿二日 未癸

晴、永繼出仕、面々同坎、御出座ナシ云々、苦離・香花・写経、土揆蜂起、処々以外也、被不叶、言語道断次第也、処々放火、

廿三日 申甲

陰、入夜雨下、出仕、面々少々、御出座ナシ、苦離・供香花・写経、六齋分在之、晚參内、衣袴如恒、広橋中納言衣冠、源宰相中将当番直衣、各御前祇候、一献アリ、常御所女中御陪膳也、五献アリ、折等在之、飯尾左衛門大夫方ニ竹田内下地元三料ニ寄進分本役在之間渡遣、先方請取預置、可返給之由申問返遣、案文止置也、德政尚々蜂起、無勿躰也、

廿四日 酉乙

晴、問、晚永繼出仕、普広院御焼香成之処、相国寺北ニ指寄打合問、御成予物念之間參、少々在之、言語道断次第也、管領・治部大輔合戦、無人之由申問、武田下手被召出合力、但管領勢不合戦云々、如何、下辺又同前、山名一色・土岐・山名相州等口々請取云々、富樫介・畠山左衛門佐・京極等東迎請取云々、自越州年貢参拾貫上、但路次物念之間、拾五貫坂本預置、今拾五貫北白川預置之由申問、遣人禪永預也、路次難治之間如此、鮭三尺・同子荒卷一給、之物桶二預置云々、先之苦離・供香花・写経、白川蔵在家一千五十疋買得、倉上狩屋料也、

廿五日 戌丙

晴、永繼出仕、御出座、被召御本鳥云々、面々出仕如例坎、予当番之間晚參、飯尾左衛門大夫召雜掌、竹田地下人德政同心之由申、堅可申付之由申、則可下人之由申、地下ニ申下也、苦離・供香花・写経、精進也、土一揆処ニ合戦云々、放火、飛鳥并例年綿二把給、

廿六日 亥丁

晴、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香・写経、晚猪子出仕、面々同前、土一揆方々放火合戦以外也、禁裏様以下御食切申出、北畠觀樂之間不參、御方々御食切申出、可給之由申問、御所様御臺様申、高倉御所以申次申入也、於局中申子細、山名彈正忠為兵糧米寺社本所領少々借被召之、其内今度被返下放出、今津庄加、三条・西蘭寺以下方々被遣預、雖然、知行分今津庄被除、定不可存知、以內々日野ニ可語由、可被仰之由、御臺様御申之由、被仰下由、日野申、上意之趣中々不及申、忝畏入之由申、殊彼在所、先年クスノ木御対治之時、守護半濟処、今畠山中務少輔知行之由申入、何様女中

様へ御返事次被申云々、旁祝着面目之至也、御礼可申入坎之由相尋、  
内々儀問如何、女中様へ内々尋可被申云々、御臺様へ少御極進上可然坎  
之由入魂、昨日三ヶ庄へ徳政事申遣、返事到来、

廿七日 戌子

晴、出仕、面々同、苦離・供香花・写経如恒、三ヶ庄返事、左衛門大  
夫方ニ遣、禁裏・親王御方・竹菌御食切、永熙持来、日野許へ晚罷向、  
北少路方ニアリ云々、則給使者、土一揆未同篇、無勿躰、

廿八日 己丑

晴、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、祝着之儀如例、淨花  
院ヨリ榘柑一盆給、晚庭田許ニ罷向、二十疋持向、一盞アリ、五辻来、  
□辺土一揆、山門使節・無童寺勢上洛之間、□無力弘衆遂散、皆々  
散々ニ成云々、珍重く、

廿九日 庚寅

晴、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、六齋、看経如例、

晦日 卯辛

小雨麗、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、御成御風呂、伊勢  
許、妙蓮寺来、一盞アリ、自竹田就徳政自公方○御成敗之由沙汰、迷  
惑之由注進、

### 十一月小

一日 辰壬

晴、未明苦離、新調御直垂薄色、御烏帽子持参、管領以下出仕、高倉  
御所ニ御成如例、面々参向前、家門祝着之儀如恒、高倉御社神楽如每  
月、良阿以下人々来、一盞、就徳政之儀、竹田へ備中入道・左京亮下  
向、青侍・雑色等少々下也、源宰相中将来、徳政事、竹田成敗如何之

由申来、先年貢催促旁ニ人ヲ下之由申、

二日 己癸

晴陰、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、弁才天百味飲食、  
東北院ニ奉、如毎年、自竹田今度徳政ニ出者三人沙汰注進、首可出之  
由申付、御臺様へ御極三荷・鶴一・辛螺一折・攤劍一折進上、民部卿  
局へ御文ニ進上也、先日越前ヨリ到来年貢拾五貫、禪永ニ預置、今日召  
寄也、

三日 甲午

晴陰、小雨、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、未明、自竹田首三  
到来、皆地下者也、相残者両三人逐電、放火云々、則飯尾左衛門大夫  
方遣、侍所ニ可遣之由申問遣了、徳政帳本ハス田、被打水タリニ  
テ云々、八幡領坎、彼弟今出川家領ニ落之間、沙汰進、出羽ニテ也、北畠  
来、先々元三御装束、大□□吉日之間伺申、如先々可申付之由被  
仰下、則申付也、北畠来夕飯、禪永ニ預置代式拾三貫送給、

四日 未乙

晴陰、雪花散、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、飯尾左衛  
門大夫方へ三聖寺竹田之内下地文書返遣、孫右衛門使也、北畠来、

五日 申丙

晴陰、雪花散、参御本鳥ノ具調置也、苦離・供香花・写経、日野許へ  
鶴一・柳代百疋、北畠鳥荒卷五・柳代百疋遣、留守之由申、

六日 酉丁

晴、永繼出仕、被召御本鳥云々、面々出仕如例、西七条年貢納也、勘  
料代式百疋沙汰、一献分也、長伯寺榘柑一盆給、□按察法眼来、定直  
朝臣来、

七日 戌辰



晴、時雨、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、自成泉寺侍者僧給、  
山木公方様へ被召、迷惑由申、可進上之由申、寺本櫛柑一盆持来、三  
ヶ庄沙汰人来、荷川・上三栖損亡事申、両庄自往古毎年為此分之由申、  
何様引付可一見之由返答下也、日野夕飯可用意、北畠同道可来之由  
被申、可参之由返事、北畠申遣、来、同道罷向夕飯、其後一献アリ、  
只盃一也、十月廿日出奉書ノ御直垂要脚千疋、定光方ヨリ出、

八日己亥

霽下、永継出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、元三御装束要脚八  
拾九貫五百文分、以状伊勢方ニ申遣、則飯尾左衛門大夫方へ折紙ヲ出、  
則遣清成泉守加判形、定光方ニ可付也、御大口事、御装束ノ一腰・御  
前帳一腰・御直垂二腰、一色方ニ申遣、睦阿方ニ申、太阿極一荷、折  
二合持来、一盞、庭田ニ依有可申事也、山八幡御卷数送給、精進也、  
宝鑽寺殿へ真幡木庄之内下地渡進也、本役アリ、

九日子庚

陰晴、小雨、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、自近衛殿来月若公（房嗣）  
元服装束等事被申、不領状、於日野許沙汰、御所様為加冠御成云々、  
自因州夫丸替京着、同夫錢七十疋・年貢千疋・鮭十尺到来、大黒天仏  
供如例年、

十日丑辛

晴、永継出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、鮭一尺親王（成七）、同一高  
倉御所、同一尺宛老母・今出川・北畠・坊城（後考）・上野民部大輔方ニ遣、  
庭田来、例夕飯、

十一日寅壬

時々時雨、例日之間不参、苦離・供香花・写経、畑子振舞沙汰、  
飛鳥井（雅親）・同中将（雅忠）・北畠・冷泉中納言（為高）・五辻（政仲）・永継・星野人数也、永

熙・奈良入道来、飯以後春阿来、點心、盃酌アリ、入夜人々帰宅、著  
波等アリ、

十二日卯癸

晴、永継出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、日野給使者、北畠申  
今川宿所事、北畠被付之由被仰出之由申、畏入之由申、則北畠許ニ  
申遣、彼方へ使者アリ云々、則来、同道日野許ニ罷向、太刀（卷）、同前、对  
面、北畠明日可申入御礼之由被申、進士明日朝飯用意、可来之由申、  
領状、北畠大門ノ古具足少々買得、閑院内裏地上ノ家コホチ、屋（赤帯）、  
自往古無之、然ニ一色被官遠山、家コホチ買間押置之由、在所者申間、  
一色方ニ申遣、可相尋由返事、時尚十三年明後日云々、仍以彼手跡、阿  
弥陀經一卷、糶米一俵遣也、

十三日辰甲

晴、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、進士許ニ朝飯、参宮之時錢  
送人数也、月次和哥御会アリ、仍直出仕、御人数以下如例坎、但不参  
在之、飛鳥井明日箕面寺・西宮ニ参詣、暇事申間申入、無子細也、御  
会以後、又進士許ニ罷向、點心以下盃酌、入夜帰宅、先之飛鳥井許へ  
為餞送種一荷・櫛柑一折遣、岩訪大魚一給、則鮭一尺遣、備中入道粥  
事沙汰、如例年、地震、辰刻、

十四日巳乙

晴陰、雪花散、永継出仕、面々同坎、御出座ナシ、苦離・供香花、六  
齋、看経、弁才天仏供如例、□本御所持名年貢式拾五貫・鮭二尺・土（堀）  
之物二桶到来、賀州是時庄、式千疋請切ニ可預之由申間領状、是者先  
半分事也、

十五日午丙

陰晴、自夜前小雪降、出仕、面々同前、初雪一献、管領御成、伺申之

廻御精進之間、今度可有其儀之由被仰出、苦離・供香花・写経、奉  
摺阿弥陀三尊、名号十反書之、如每月、精進、西坊納豆五十給、此亭  
雪消如例年、地震、酉刻、大動也、

十六日 未

晴、永繼出仕、新滿御政垂持參○面々同坎、苦離・供香花・写経、例僧二口入来、時  
如例、良阿・盛富来、松山方賀州是時庄領家分年貢先半分渡状、正  
親町許へ申、則給、代官方○奉書先遣也、上野民部大輔小鯛一折送給、  
日野納豆五十給、春日社參今日還向云々、進士先日礼金伏太刀持来、  
風呂、合木、御靈辻子也、源宰相中将・永繼朝臣・永熙・星野等也、  
十七日 申 戊

十八日 酉 己

晴、例日、昼參御本鳥具調置也、供香花・苦離如恒、一色彼地家事  
猶申、地下人左右未無之也、地震、未刻、真光・盛富・孫三郎朝飯来、  
晴陰、晚雨、永繼出仕、被召御本鳥云々、**大**名以下出仕如例坎、苦  
離・供香花・写経、宗秀給分米給礼信、一桶・蛸三盃給、二宮○濃入  
道鮭三尺給、宗治小鮒五給、竹田内平野下地渡遣礼信、神主太刀糸巻  
持參、

十九日 戌 庚

陰晴、小雨、出仕面々同、苦離・香花・写経、飛鳥井許朝飯、畑子  
振舞也、小笠原・鞍智入道高春・官務不働・小笠原美濃入道敦長・杉原・坪和右  
京亮、用阿以下在之、昼點心、盃酌、自伏見殿干鮭廿尺給、右馬頭  
入道・飯尾美濃入道許へ鮭一尺宛遣、

廿日 亥 辛

晴陰、小雨○、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、竹田勘料且式  
拾五貫到来、伏見殿へ鮭一尺進、右馬頭入道鷹鳥二給、西訪方功遣、

勘料代造作方宗秀方遣、正月御装束要脚但且五拾九貫五百文、自  
定光方出、織手方渡、相殘分、自正実方明日可沙汰之由申、高倉御  
所二御成、一献アリ、久我蔓草一荷給、

廿一日 子 壬

小雨下、出仕、面々同、御餘醉御出座ナシ、苦離・**供香花**・写経、半井  
来、朝飯、正月御装束殘參拾貫自正実方持来、但此内式拾貫ハ割符式  
給也、久我蔓草一荷淨土寺殿進、松林院就德政大原者召置、然知  
行分途中者一人相交召置間、申処返給也、大黒天供如例年、鮭一拵  
宗入道給、

廿二日 丑 癸

晴陰、霰下、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、弁宣胤新嘗  
祭事中御門、主水司竹田内下地勘料事免除事、禁裏へ申入間、被仰下子細  
申入也、北畠来、烏丸許へ御方違、

廿三日 寅 甲

晴、未明烏丸第參、如例、又一献アリ、二三献時分坎、予依召參御前、  
御盃ヲ被下、祇候東向、光花院・亭主計也、還御午刻、沈醉以外也、  
平臥、晚景苦離・写経、仏前參不及供花、雖為魚食如此、冬至也、  
自禁裏又主水司領事、以女房奉書被仰下、先無為可被仰付、重而可  
礼明之由申入也、

廿四日 卯 乙

晴陰、小雨、永繼出仕、面々同坎、御餘醉御出座ナシ、御寺ナシ、晚景  
御成、御焼香計、普広院、予餘醉以外也、苦離・供香花・写経、安井  
熟柿一盆給、宗秀粥事沙汰、

廿五日 辰 丙

晴陰、小雪、出仕如例、面々同、苦離・供香花・写経、精進、北畠

来云々、盛富狸一疋給、

廿六日 巳

晴陰、小雨、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、盛富ヲ召、狸賞翫、朝飯、昼召アリ、参、末ニ参、去廿三日於烏丸第御約束、法名改被下也、常慶以日野被下之也、祝着、則太刀（糸巻）進上、日野許へ太刀（金伏）持向、則太刀（同）送給、今朝御出座（ナシ）云々、

廿七日 戊午

晴、出仕、面々同、御出座（ナシ）、御虫気（云々）、苦離・供香花・写経、衣服・烏丸薬師・東北院・高倉小社毗沙門等参詣、越州本御所侍名守護反錢（ヲ懸）之由注進、甲斐（新久）千喜久方ニ申遣、北畠改名礼（ニ）太刀（金伏）持来、

廿八日 己未

晴、永繼出仕、面々同坎、御出座（ナシ）、被乱御本鳥（云々）、苦離・供香花・写経、祝着之儀、如例、三ヶ庄勘料又且参拾貫到来、本御所守護反錢可止催促之由折紙給、則下也、北畠許へ太刀（金伏）以状遣、

廿九日 庚申

晴、例日、不参、苦離・供香花・写経如恒、春阿朝飯（ニ）来、塩（字力）計也、晚永繼出仕、於御新造被召御本鳥、御成御風呂、伊勢許、成岩御年貢参拾貫到来、代官蠣一籠・小鱸廿給、

十二月大

一日 酉辛

晴陰、小雨麗、永繼（高倉）新調御直垂（薄青）、御烏帽子持参、管領（細川頼元）以下面々出仕、御一献、御服等被下之、如例年、日野御相伴（御光）同前、御成高倉御所、人々参如例、家门祝着之儀如恒、細川右馬頭入道紫袖一・梅染物一給、毎年之儀也、正月御直垂要脚且式拾奉書飯尾左衛門大夫出、則定光

方（高島）出、式部方ニ渡、

二日 戌壬

晴、出仕、面々同、吉良・石橋出仕、御加持・御身固如例、苦離・供香花・写経、

三日 癸亥

雪花散、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、日嚴院入来、朝飯、今出川殿同入来、侍法師但馬・松寿共也、昼點心、酒肴、夜半計人々退散、半井昼来也、千疋折紙日嚴院被持也、

四日 甲子

晴、例日之間不参、苦離・供香花・写経如恒、自因州年貢六千疋・夫錢七十疋・鮭五尺到来、山名七郎因州塔加修理材木召寄、知行分之内河関過書事申、何様代官（三）可相尋、近年新関出来之間、材木無往来之由申、河役（口）如何之由申了、

五日 丑乙

晴、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、日嚴院へ太刀（金伏）・香合（堆来）・盆（小朝紅）・馬（青毛）遣、但馬・松寿（ニ）太刀（持）遣、使孫右衛門尉（高橋）綿一把給之（云々）、但馬礼（ニ）来、折紙代持来也、永熙閑院殿敷地々子、撰津守申入之処、自去年堅被仰付、雖然于今無沙汰之間、各地（ヲ）可返付之由堅被仰付間、斎藤藏人且沙汰、仍礼（ニ）太刀（金伏）・馬（鹿毛）引向、留守之間、申置也、永熙地子取間風呂（ヲ）焼、一盞帳行、庭田（長實）・北畠（持康）・五辻（政伸）・星野（宗徳）来、師富朝臣同、自近衛殿、来十九日公方様渡御、為御相伴可参之

由使者アリ、畏承、可存知之由申、若公（元服）服、公方様（ニ）加冠御成、日野第（ヲ）借用（云々）、明静納豆五十給、明後日（七日）可有御参内、大閣去春比（一）坎源氏談儀アリ、為御聴聞也、

六日 寅丙

六日 寅丙

晴陰、小雨、出仕、面々同、苦離・供香花・写経如恒、於殿中山名七郎三、以別儀塔材木過書可進、但員數ヲ可注給之由申処、以使者於京都都不存知、可尋下、然者可有遅々、殊連々ニ可出、先過書可給之由、雖然以前返事也、近日上洛者下向之間、此子細申下也、撰津昨日礼ニ使者ヲ給、未進分可注給、只地ヲ可返給之由堅可申之由申、

〔七日卯〕

晴、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、可有祇園会之由、有其沙汰之由申、在貞卿物忌給、雖然無之、御參 内御出時分予出仕、永繼朝臣着衣冠、御直廬ニ奉待、予於下宿所着衣袴、參御裝束、兩人奉仕之、大閣一條、源氏ヲ自以前談儀アリ、為御聽聞也、於黒戸也、先三献アリ、其後御談儀、帥大納言・日野・予・飛鳥井御前祇候可聽聞之由仰也、大閣退出、於常御所一献アリ、先之於御直廬御湯漬アリ、夜半計ニ御退出、予以外沈醉、下宿所ニ留、徳大寺烏帽子額事被申、永繼三申付、

八日辰戌

晴、雖為当番餘醉以外之間、永繼出仕、及晚苦離・供香花・写経、精進也、在貞卿新曆給、中御門弁以前給主水田支証二通事申間返遣、又就新嘗祭申之由、小川坊城弁来申、非勘料非段錢、一代勘料之由申、則禁裏へ以御文申入也、姉小路許へ鮭一尺、同一尺藤賀許ニ遣、三ヶ庄勘料式千疋到来、安井鱒荒卷三・塩引一尺持来、一盞アリ、山香少給、今朝御成等持寺、(温精)ウンスウ、

〔九日巳〕

雨下、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、自越前年貢拾五貫・鱒六・貝蛸廿盃到来、又鱒廿貫得上也、自日嚴院明後日徳度御礼ニ可參、申次ニ可申給之由被申、予非番之間永繼ニ可申之由、鱒五御所

様へ進上、三御臺様進上、二民部卿局ニ遣也、日嚴院、先日入来礼ニ罷向、千疋持也、留守之間申置也、

十日庚午

小雨下、例日、晚參御本鳥ヲ具調置也、苦離・供香花・写経、小串鱒五給、御所持直見蜜柑一折持參、就今度勘料事、兩御塔供僧兩人、真幡木・芹川・上三栖政所召上、但今度徳政ニ芹川政所左衛門次郎入道同心之由、下鳥羽三郎太郎白状之由被仰出、致沙汰可進之由、飯尾左衛門大夫自去月申間、召取致沙汰、首左衛門大夫方ニ遣、折紙ヲ出、所司代多賀豊後守方ニ可渡之由申間、持向渡云々、兩御塔供僧、兩政所ニ御奉書・彼白状ヲ遣、於地下上意之通可披露之由申下、一盞アリ、入夜於土御門川原チウス、不便く、葉際主水領勘料事無先規、無其沙汰之由、又月次祭抑留申由被仰下、勘料別段之儀也、非課役之由申入、

〔十一日未辛〕

小雨麗、永繼出仕、被召御本鳥云々、大名以下出仕如例坎、苦離・供香花・写経、就昨日之儀自兩御塔給供僧也、自常盤井殿一荷・鯛荒卷三給之、日嚴院罷向礼ニ使者アリ、近日出家云々、自禁裏主水領勘料無免除者、月次祭以下可有停止、然者公私不可然之由、又以女房奉書被仰下之間、就祭違乱被仰下上者、可存知之由申入也、小串許へ蜜柑一折遣、鳥羽中井子石若丸被官ニ契約、太刀一種二荷・鯛五・蜜柑一折持来、対面、三盃、太刀持給之、盆一枚、杵形、文柿・柘榴、十式貫一買得、一条東洞院テ度伊勢備後入道中間ニ計也、能阿御物ニ可成之由申、重阿鴨一番給、今日祇園会在之、在貞卿物忌給、有季

十二日申壬

晴、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、二宮信濃入道許へ蜜柑一折遣、小串昨日礼ニ来、田中北大根卅把、牛房十把給、浄花院大根廿把

給之、

十三日西癸

陰晴、小雪、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、大門立柱上棟、辰刻、大工衣冠、其外役者布衣・直垂、祝料五百疋、馬鴛毛駿引、老母来、種一荷・鯛二・昆布給之、令祝着也、人々（六条有難）太刀（金）給、少々来人在之、今出川来臨、源宰相（中將）、自伏見殿法安寺田勘料事、以一献分於京都可被仰付之由御使（来）、存知、太刀給、縁秋（此時来）、各一盞（了）、中山使者・星野・吉田（兼俱カ）神主・青松院・大藏卿等来也、細川右馬頭入道直垂ヒ夕衣文事申、御月次和哥御会如恒（云々）、広橋御冠師御訪百疋、永繼方（可）遣之由使者（アリ）、先度自禁裏以永繼御申、今度（伝）奏以前永繼御申由被申間如此也、和泉向村年貢式千疋、ハム（鱈）一桶到来、

十四日戌甲

晴陰、雪花散、出仕、面々同、御出座ナシ、御風氣之由被仰出、苦離・供香花・写経、祇園会在之、有季卿物忌給、日嚴院去十一日徳度、仍太刀（金）遣、先日罷向礼ニ綿五把・給（舟葉）、一幅・盆（推朱）、送給、庭田・北畠（行高）・世尊寺・半井・小川各（金）持来、祐宗入道（系）・同弥四郎（金）持来、加々參、不被舞也、自日野許狩衣・頸紙着大口前ノ付ヒタ事被申、徳大寺殿烏帽子申付、永熙遣、十五日亥乙

十六日子丙

晴、例日之間不參、苦離・供香花・写経、例僧入来、浄花院長老被来也、師富朝臣・盛富相伴、自妙法院納豆五十給、永繼（二）同前（云々）、十七日丑丁

晴、永繼出仕、面々同坎、御出座ナシ（云々）、苦離・供香花・写経、北畠許（先）日礼ニ太刀（金）遣也、盛富太刀同給之、竹田石原徳政ニ罷出之由、先度被仰出之間、去暁兩代官押寄之処（逐）、仍放火之由注進、則飯尾左衛門大夫方（二）申遣、今朝新調御直垂香、永繼持參、十八日寅戊

陰晴、小雨麗、出仕、面々同、御成勝定院、御（私事）直神祇管外宮還宮神宝等若被御覽（云々）、苦離・供香花・写経、妙蓮寺門礼ニ太刀（金）給、春日師樽一荷・鯛一懸・山芋・白鬘一合・御久米給、梅干一袋、十九日卯己

小雨下、永繼出仕、於御所今日御指貫進也、面々出仕如何坎、山科元服来、太刀（金）給、対面、今日近衛若公元服、日野許借用、為加冠ニ御成、御直衣・御下括（下向乙）、日野同車、直衣、下括、御平鞆ヲ持、番頭・御牛飼如恒坎、諸大夫布衣參会坎、殿上人益光朝臣・永繼朝臣・雅康朝臣（飛鳥井）、參会、元服着座（近衛房親）相国・日野大納言・広橋中納言・藤宰相、理髮益光朝臣、指燭殿上人時顯朝臣・政（為朝臣）云々、事了於曹司本馬ヲ取、公方様着御服、加冠（ヲ）拜申如恒坎、本鳥裝束事、先日自近衛殿可存知之由承、雖然非上意ハ難存知、殊前関白元服之時、普広院殿御加冠、其時故中納言入道（水基）沙汰之由申、仍日野同被申、如先規永親（二）可被仰之由被申、仍沙汰之、其後一献（アリ）、近衛殿被參、式三献（アリ）、役送益光朝臣・永繼朝臣・雅康朝臣、御相伴帥大納言・日野・飛鳥井・子、帥大納言・飛鳥井直衣、上括、予衣袴如恒、五献ニ新冠御前ニ參、御

盃ヲ被給、其以後着座、御相伴数献在之、予以外沈醉、還御不參、大門出来、仍今日出仕、開門祝着、自一色方正月御大口御装束、一・御前帳一・御直垂一參、五辻門ノ礼ニ来云々、苦離・供香花如恒、錦部保年貢且拾貫到来、春日師方ハ米五石如毎年渡也、

廿日辰庚

雨下、予餘醉以外之間不參、永繼出仕、御成陰涼軒云々、面々出仕如例坎、自箕面寺歳末卷数給、冠師御訪被下礼ニ種一荷・鯉ニ給、永繼ニ同遣云々、本御所侍名年貢貳拾貫到来、自近衛殿昨日礼ニ太刀金・馬青毛、給、永繼ニ太刀・同一重被遣也、細川下野入道誂緘返大口出来遣也、安井ヒシ子一桶給、苦離・供香花・写経、子孫共種々祝アリ、

廿一日巳辛

雨下、永繼出仕、面々同坎、苦離・供香花・写経、自若王子長沼庄年貢且五百疋送給、有季卿八卦・新曆給、御祈禱ニ出御馬栗毛三百五十疋ニ買得、匂看経・弁才天仏供如恒、日野大口ヒタ永熙ニ申付遣、正月御劔共、前宰相方ニ申、御直垂垂脚千疋、奉書左衛門大夫出、

廿二日午壬

晴陰、小雪下、衣服寺・東北院・高倉ホコラ毘沙門天・烏丸薬師等參詣、歳末也、苦離・供香花・写経、例日之間、晚出仕、御本鳥ノ具調置、小松谷先度折紙代參百疋給、武田来、在国暇事申入之処、無在京細々出仕御免、先畏入也、自然之儀可心得給之由申、対面、

廿三日未癸

晴陰、雪花散、永繼出仕、被召御本鳥云々、面々出仕如例坎、八幡宮神馬引毛、引進、師田中北也、吉田寺馬寄毛、寄進、苦離・供香花・写経、尾帳ヨリ年貢貳拾貫、公事物蠣三籠・又同一籠鱸廿、給、今朝御成大徳院、長伯寺僧一口来、仁王經理趣分読誦、齋、點心、布施貳十疋、自

御寺御成高倉御所、一献アリ云々、畠山左衛門佐歳末ニ来、日嚴院徳度礼ニ太刀糸巻、持来、

廿四日申甲

晴、出仕、面々同、御成陰涼軒、御時、直普広院御焼香、苦離・供香花・写経、歳末礼卷数等持来人々在之、一色大口ヒタイ事申、春日師卷数・柿一連給、御間御百度物參百疋遣、和泉向村年貢貳拾貫四百卅八文納、柳一桶・鯛一懸・蛸二盃・ヒシコ一桶宗秀給、

廿五日酉乙

晴陰、小雪散、永繼出仕、面々同、苦離・供香花・写経、竹田安楽寿院御卷数一枝、公方様へ進上、永繼持參、私ニ一枝、祝着、此亭始煤払、祝着之儀如年々、右馬頭入道鶴一・海老二籠・鮎一桶給、管領大口ハタ縫ヒタ事申、領状、歳末来人々在之、鸞尾唐納豆一折・山葵二束給、

廿六日戌丙

晴、出仕、面々同、苦離・供香花・写経、護持僧・常盤井殿等歳末ニ參、於御対面所御対面、永繼朝臣候申次、直垂、大口、御所様御大口着御之、自因州年貢五千疋・鮎鮎一桶・筋子荒卷五・夫錢七十疋到来、於高倉宿所餅沙汰如例年、三上三郎一献申沙汰如毎年、入夜在之、細川右馬頭入道・同下野入道・御共衆等也、三献アリ、初献御盃右馬頭

入道給之、二献予ニ被下之、入御之後、太名所ニテ御共衆・予等一盞アリ、管領・右馬頭入道許へ歳末ニ罷向、日嚴院同、細河下野入道大口ヒタ沙汰遣、永熙ニ申付、方々卷数歳末礼在之、理性院烏頭和布一合・卷数給、

廿七日亥丁

自夜前雪降、苦離・供香花・写経、永繼出仕、面々同坎、初雪一献如

例年云々、公家・諸門跡歳末ニ被參、永繼朝臣候申次、直垂、大口、於御対面所御対面、御成安禪寺、直御參 内、歳末御礼也、於直廬着御々装束、御直衣如恒、予・永繼朝臣參奉待也、予置石辺ニ參会、例面々同前、永繼朝臣御直廬ニ祇候、一献アリ、召出以下如例年、帥大納言・日野・予・広橋中納言・三条宰相中将等也、飛鳥井欽楽不參、還御如例、今日參人々歳末御礼申入、御対面、親王御方ニ參、御対面、竹園御小瘡、御対面ナシ、今出川<sup>(教季)</sup>・庭田・坊城・畠山左衛門佐許ニ罷向、三条・同宰相中将来也、自浄土寺殿巻数・納豆<sup>(義母)</sup>五給、北畠鯛一懸・海老一折給、祐宗入道種一荷・鳥一番持參、飯<sup>(上)</sup>アリ、石山・鞍馬寺・积伽堂以下巻数其外物等如例年、源宰相中将鯿一給、御成<sup>(西題)</sup>管領、貢馬、御小直衣、前帳御大口、永繼朝臣參御車、直垂、大口、持御平鞆、番頭・御牛飼如例、初雪御成分在之、仍猿楽<sup>アリ</sup>、御服<sup>ヲ</sup>被下、面々小袖、除永繼同前<sup>云々</sup>、還御、御直垂、永繼乘馬、予御出之時參、歳末来人々在之、予明年太一定分也、仍為祈禱供料五百疋・撫物鏡一面遣、半井白散一具給、一色大口ヒタ取遣、山名宮内少輔<sup>(總之)</sup>申同前、自比叡新庄到来年貢・公事物等、山門閉籠衆依公事口々止、仍坂本ニ預置之由注進、

廿八日<sup>子戌</sup>

陰、雪下、例日之間不參、苦離・供香花・写経、此亭風呂<sup>アリ</sup>、早旦<sup>三</sup>入、星野・春阿・多阿・栄阿・孫三郎等人、朝飯三才也、女中以下如先々、不被<sup>亂</sup>御本鳥、

廿九日<sup>丑巳</sup>

晴、永繼出仕、面々同坎、苦離・香花・写経、六齋看経如例、人々歳末ニ来、今津庄年貢五百疋・公事物到来、御成御風呂、春日伊勢許、永繼參、如前々、直御成高倉御所、一献<sup>アリ</sup>、歳末御礼也、予粥事沙

汰、

晦日<sup>寅庚</sup>

陰晴、雪花散、出仕、大名以下同、長老達於御対面所御対面、コウ藏<sup>(洪)</sup>主申次、御大口着御、御対面以後御成普広院、御焼香、永熙歳末ニ參、先日以日野内々申入、自東向也、年始可為同前、初度之間、御太刀<sup>兼候</sup>進上、以申次女中へ進、高倉御所へ皆々參、如例年、予烏丸・吉良・日野許ニ罷向也、先之苦離・供香花・写経、越前本御所侍名年貢<sup>坂</sup>○本ニ預置、買得美物、代官給等献料、京着言語道断事也、依晚召御末ニ參、御服一<sup>白織</sup>被下之、春日局申次、祝着<sup>(預備親之)</sup>、